

2021年10月11日

会員会各位

(一社) 日本マンション管理士会連合会  
会長 瀬下 義浩  
業務部長兼モデル事業等研究委員会委員長  
榎本 康博

## 2022年度国土交通省補助事業

### マンションストック長寿命化等モデル事業に係る提案事業応募の事前周知 と申請準備支援について

#### 記

昨年度から実施されています標記補助事業については、3～4月頃に提案事業の募集が告知されるものと推定されます。

つきましては、迅速で有効な応募が可能となるように2021年度（本年度）の募集要領の内容を以下にお知らせし、応募を検討している所属マンション管理士に対し事前に準備を行っていただくよう会員会からも周知をお願い致します。

老朽化マンションの再生検討から長寿命化の改修工事や建替えなどの具体的に課題解決を図る取組みで、先導性が高く創意工夫を含むものとします。

#### ■ 2020年度（本年度）の募集要領 ※抜粋

##### (1) 計画支援型 [事業前立ち上げ準備段階への支援タイプ]

先導性の高い長寿命化等の改修や建替えに向けた事業を実現するために必要な調査・検討等の準備段階の取組みが対象です。

なお、原則として、当該事業の完了後は、[工事支援型]として、提案を想定しています。

##### (2) 工事支援型 [長寿命化等の改修工事や建替工事の実施段階への支援タイプ]

###### ① 長寿命化改修工事

老朽化マンションの長寿命化に向けて、先導性が高く創意工夫を含む改修や修繕の取組みが対象となります。

・長寿命化に資する先導的な新しい工法や材料を導入したり、マンションに新たな機能などを取り込むなど、従来あまり取り組まれていない先導的な改修工事を想定しており、当該マンションの建設当初の水準よりも、マンションの性能や機能をグレードアップしたり現状の地域や居住ニーズにあわせた機能に向上するものが対象です。

###### ② 建替え工事

長寿命化改修工事を行うことが、経済的に不合理なケースや、区分所有者の合意形成の状況等によっては建替で再生を図ることが合理的であるケースとして有識者委員会で認められた場合には、一定要件を満たす建替え工事が支援対象となります。

- ・団地型マンションにおいて、敷地分割等の手法を活用する建替工事
- ・建築規制など制約が多いマンションにおける建替工事
- ・商店等が一体となった複合用途型マンションの建替立替工事

▶補助の期間 2021年度中に事業に着手するもの

※詳細は、募集要領の15pを参照

▶対象事業者 計画支援型 : ①マンション再生コンサルタント (日管連) ②設計事務所  
③管理会社

工事支援型 : ①施工会社 ②買取再販業者

※詳細は、募集要領の10pを参照

▶補助対象費用 計画支援型 : 1案件につき500万円上限

工事支援型 (改修工事、建替工事) : 費用合計の3分の1

※詳細は、募集省要領の11~12pを参照

## ■目的明確化

この事業の第一の目的は、優良事例・ノウハウを収集し、マンションの再生に向けた全国への普及展開を図ることです。

- ①管理組合に対して、マンションの再生に向けた提案やアドバイスを行うこと。
- ②当該マンションの管理組合が、本提案を行うことについて知っており、特段の反対がないこと。

## ■提案事業の立案にあたって明確にすべきこと

- ① そのマンションの課題の内容 (特に先導性が高く創意工夫新規性のある取り組みが有効)
- ② 課題の解決のための取組内容と期待される成果
- ③ 課題を解決するために大いに有効であり、同じ問題を抱える 全国のマンションに展開できる成果物 (=示唆) があること

## ※注意事項

支援の対象となる事業の内容(テーマ)が2021年度(昨年度)の内容から多少変わる場合があります。また、対応できる募集がない場合もあります。

## ■国交省補助事業予定

日管連では、国交省の公募開始を2022年4月と想定しておりますが、国交省の状況により5月以降となることがあります。例年、公募から募集締め切りまでの期間が短いため、「マンションストック長寿命化等モデル事業」への応募については、早めに準備をすることが重要ですので、事前にご案内しております。なお、国交省の正式な募集が開始された時点で再度ご案内致します。

## ■日管連による申請者へのアドバイスについて

国交省の正式募集開始前に、「マンションストック長寿命化等モデル事業」への応募について、意欲はあるが不慣れ、又は不安がある方等を対象として、日管連「モデル事業等研究委員会」が申請書の書き方や応募の訴求ポイントなどについてアドバイスをします。応募をご検討の方はご利用ください(応募の秘密は厳守します)。

もちろん、このアドバイス制度を利用しなくても、正式公募に応募できます。

## ※事前相談の応募要項

- ① 応募期限：本日より2022年3月18日(金)まで
- ② 応募方法：担当者が別添の応募申請書に申請(案)を記入し、各委員会が所属マンション管理士の提案をまとめて応募してください。

③ 日管連事務局あてにメール送信 [jimukyoku@nikkanren.org](mailto:jimukyoku@nikkanren.org)

④ アドバイス：日管連「モデル事業等研究委員会」より、3月末までの間に、メール等でご連絡します。

■詳細については、募集要領及び提案申請書をご参照下さい。

以上